

岐阜県バスケットボール協会施行細則

第1条 この細則は岐阜県バスケットボール協会規約第28条に基づき、同規約の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本協会に備え付ける書類及び帳簿は次の通りとする。

- 一 規約、細則及び各種規定
- 二 役員及び職員の名簿
- 三 すべての会議の議事録
- 四 会計に関する帳簿及び証票
- 五 競技大会に関する記録
- 六 関係団体に関する書類
- 七 その他

第3条 すべての収入及び支出については、理事長の決裁を経なければならない。

但し、1件の金額が5万円に満たないものについては、会計にて専決処理することができる。

第4条 予算の各費目は常任理事会に諮って流用することができる。

第5条 すべての支出については領収書を徴収しなければならない。立替払の方法による場合も同様とする。

第6条 役員が会務のため出張した場合は、別に定める旅費規程により旅費・日当を支給する。

2. 役員 of 慶弔に際しては、別に定める慶弔規定により贈与を行う。

第7条 規約第21条に定めるところにより、次の委員会を常設し、各委員長・副委員長は理事中より会長が委嘱する。

各委員会はそれぞれ担当する副理事長又は理事長が統括し、委員長・副委員長がその運営に当たる。

- | | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 一 総務委員会 | 二 財務委員会 | 三 報道委員会 |
| 四 競技委員会 | 五 強化委員会 | 六 審判委員会 |
| 七 公認審判審査委員会 | 八 登録委員会 | 九 指導者育成委員会 |
| 十 医科学委員会 | 十一 エンデバー一貫指導委員会 | |

理事会の決議により特別の委員会を設置することができる。

第8条 事務局には事務局長、会計、庶務をおく。

事務局は文書の配布・保管、議事録の作成・保管、その他一般事務を取り扱う。

会計は本協会の会計事務全般を取り扱う。

第9条 総務委員会には総務委員をおく。

総務委員は各委員会、各種別部門の連絡・調整、及び理事会に提出する議案の立案とそれに関する事務、及び他の委員会に属さない事務を取り扱う。

第10条 財務委員会には財務委員をおく。

財務委員は、寄付金等の特別の収入に関する業務を行い、岐阜県バスケットボール協会後援会と本協会との連絡及び調整、及びそれに関する事務を取り扱う。

第11条 報道委員会は報道、編集の各委員をおく。

報道委員は各競技大会の報道、ホームページの更新、その他本協会の広報活動を行う。

編集委員は機関誌等の発行、及びそれに関する事務を取り扱う。

第12条 競技委員会には競技、施設の各委員をおく。

競技委員は競技大会開催の企画立案、会場の確保・運営、出場選手の資格審査、及びそれに関する事務を取り扱う。

施設委員は競技大会会場の設営、器具の準備・点検、撤収の業務を行う。

第13条 強化委員会には強化、普及の各委員をおく。

強化委員は競技力向上のための研究会、講習会、それらに関連する行事の企画立案・運営、及びそれに関する事務を取り扱う。また、岐阜県選抜チームの選考と強化を行う。

普及委員はバスケットボールの普及に関する行事の企画立案・運営、及びそれに関する事務を取り扱う。

第14条 審判委員会には審判、オフィシャルの各委員をおく。

審判委員は審判の養成、研究会及び講習会の開催、各競技会の審判割当、その他審判に関する事務を取り扱う。なお、審判委員の最高位の者を審判長として日本バスケットボール協会に登録する。

オフィシャル委員はオフィシャル員の養成、研究会、講習会の開催、各競技会のオフィシャルの割り当て、その他オフィシャルに関する事務を取り扱う。

第15条 公認審判審査委員会は理事長、副理事長、審判委員長、審判長及び理事長の指名する者によって構成する。

公認審判審査委員は関係団体の要請により、県内の公認審判の資格審査を行うとともに、それに関する事務を取り扱う。

第16条 登録委員会には登録委員をおく。

登録委員は、登録に関する事務を取り扱う。

登録委員会の実務については、加盟団体に関する規定第2条の条項により執り行う。

第17条 指導者育成委員会には指導者育成委員をおく。

指導者育成委員はJABBA公認コーチの育成・指導、登録に関する業務を行う。

登録コーチを対象としたJABBA公認コーチ養成講習会の開催に関する企画運営ならびに審査を行う。

第18条 医科学委員会には医科学委員をおく。

医科学委員は、競技力向上に寄与するトレーニング方法、健康管理、傷害防止に関する知識の伝達普及業務を行う。

第19条 エンデバー一貫指導委員会にはエンデバー一貫指導委員をおく。

エンデバー一貫指導委員は日本バスケットボール協会エンデバー事業を担当しその業務を行う。

第20条 規約第23条に定める各種別部門に部長、副部長をおく。

部長、副部長は理事中より会長が委嘱する。

各種別部門は担当する副理事長又は理事長が統括し、部長及び副部長がその運営の任に当たる。

第21条 常任理事会の補助機関として、企画会議をおく。

企画会議は会長、理事長、担当副理事長、総務委員長、及び会長の指名する者で構成し、突発的な事項に対処し、急を要する規約・細則・規定等にさだめていない事項の処理に当たる。

第22条 加盟団体、所属選手・役員、及び協会役員等の表彰については、別に定める表彰規定により表彰を行う。

表彰の選考については、規約第21条の規定にかかわらず、会長の指名により表彰委員会を設けることができる。

付 則

この細則は昭和41年4月1日より施行する。

この細則は昭和59年4月1日より改正する。

この細則は昭和61年4月1日より改正する。

この細則は平成14年4月1日より改正する。

この細則は平成16年4月1日より改正する。

この細則は平成18年4月1日より改正する。